

京葉銀カード法人会員規約 改定箇所

(2026年4月改定)

改定前	改定後
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が…、喪失するものとします。</p> <p>(11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）…</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、…当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、…当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が…、…喪失するものとします。</p> <p>(11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）…</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当した場合、…当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、…当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(5)会員または使用者が第12条第4項第9号、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当したことが判明した場合。</p>